



あなたの 想いが

金沢大学の 未来 をつくる

金沢大学基金 遺贈のご案内



金沢大学



金沢大学基金・学友支援室

未来へつなぐ

あなたの 想い



人生の中で大切に育まれてきた思いを、未来へと託すかたちとして——
金沢大学への「遺贈寄附」という選択肢があります。

遺贈寄附とは、ご自身の財産を遺言書等により、特定の人や団体に寄附することです。
大学への遺贈の場合、教育・研究・医療をはじめとする大学の活動のために役立てられます。
それは、次代を担う学生の学びを支え、社会の発展に貢献する研究を未来へつなぐ、静かで、
確かな支援のかたちです。

金沢大学は、長い歴史の中で培ってきた知の蓄積を礎に、人材育成と研究を通じて社会に貢献
することを使命としてきました。

皆様からお寄せいただくご厚志は、その使命を未来へ引き継ぐための大きな力となります。

金沢大学基金では、寄附者様お一人おひとりのご意思を何よりも尊重し、ご相談の段階から手
続き、寄附金の活用に至るまで、丁寧かつ誠実な対応を心がけております。

ご家族への配慮や将来へのご不安にも寄り添いながら、安心してご検討いただける体制を整え
ています。

本パンフレットでは、遺贈寄附の基本的な仕組みや手続きの流れ、金沢大学における寄附金の
活用事例などをご紹介します。

皆様の思いが、金沢大学の未来、そして社会の未来へとつながっていく——その一助となれば
幸いです。

今後とも、「金沢大学基金」へのご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

目次

「遺贈」について	3
「相続財産」のご寄附について	5
税制上の優遇措置について.....	6
謝意のご紹介.....	7
金沢大学への遺贈をご検討いただいている皆様へ.....	9
遺言書の種類.....	11
寄附メニューのご紹介.....	13
活用事例のご紹介.....	14



ご自身の遺産を寄附する

「遺贈」について



遺言書をつくり、遺産を特定の人や団体に寄附することを「遺贈」と言います。未来を託す人材の育成、社会への貢献、母校の発展など、あなたの想いを未来へつなぎ、その思いが新しい時代を切り開き、花を咲かせる――。遺贈を通じてあなたの想いを次の世代に託しませんか。

●金沢大学へのご遺贈の流れ●

遺言書の作成・保管

ご生前

01

遺言によるご寄附について基金・学友支援室へご相談ください

遺言書を作成される前にぜひ金沢大学基金・学友支援室までご連絡ください。担当がお話を伺いながら、さまざまな支援にかかる活動内容、過去のご寄附の事例などをご紹介いたします。また、必要に応じて、信託銀行等専門家をご紹介いたします。

02

遺言執行者をご指定いただきます

遺言書の内容を具体的に実現する「遺言執行者」をお決めいただき、遺言書にご記載ください。

なお、遺言執行者については9ページもご確認ください。

03

遺言書の文言表記について確認がある場合がございます

法的に有効で執行可能な遺言書を作成するために、遺言執行者から金沢大学に対して、遺言書の文言表記等について確認が行われることがあります。

※ご本人の了承なく、遺言者様の個人情報や遺言執行者と金沢大学の間で共有することはありません。

04

遺言書を作成いただきます

専門家にご相談の上、公正証書遺言をご作成ください。自筆証書遺言など公正証書遺言以外の形式で遺言書を作成することをご希望される場合は、作成手続きが異なります。

なお、遺言書の種類については11ページもご確認ください。

05

遺言書保管中のご連絡について

遺言書の書き換えや転居など、ご登録情報に変更が生じた場合には、基金・学友支援室までご連絡ください。

遺言書の執行

ご逝去後

06

遺言執行者へご逝去のお知らせをいただきます

②の遺言執行者にご逝去のお知らせが届くことで、遺言の執行が開始されます。お知らせが届かない場合は遺言書に記載いただいたご意思が実現されなくなるおそれがありますので、遺言執行者にご相談の上、ご家族や信頼できる方などから通知人（遺言執行者にご逝去をお知らせする方）を選び、あらかじめ遺言執行者へ連絡する手順を確認しておくことをお勧めします。

07

遺言書の開示がおこなわれます

遺言執行者が金沢大学に対して、遺言執行者に就任した通知とともに遺言書の写しを送ります。

08

遺言執行と財産の引渡しがおこなわれます

遺言が執行され、ご寄附いただく財産をお引渡しいたします。お預かりした貴重なご寄附は、本学の教育・研究等に役立てられます。

税制上の優遇措置について

金沢大学への遺贈寄附ではいくつかの控除を受けることができます。



●相続税控除●

金沢大学へのご寄附分は相続財産から控除されます。

【遺言によるご寄附】

金沢大学へご遺贈いただいた財産は相続税の非課税財産になります。

【相続財産のご寄附】

相続税控除を受ける場合には、ご逝去を知った日から10か月以内に、寄附の完了までを行う必要があります。

●寄附金控除●

所得税の課税所得からの控除があります。また、お住まいの自治体によっては、個人住民税の控除も受けられます。

ご寄附のうち2000円を超える部分について、当該年の総所得金額等の40%を限度に所得控除対象となります（確定申告でのお手続きが必要です）。

また、修学支援基金または研究等支援基金にご寄附いただいた場合には、税額控除をお選びいただくことも可能です。

●みなし譲渡所得税の非課税措置●

金沢大学への現物資産（土地や建物、株式など）のご寄附は、譲渡所得税が非課税となる場合があります。

通常、大学等の法人へ現物資産を寄附した場合、資産取得時からの値上がり益に対して所得税が課税されます。これを「みなし譲渡所得税」と呼びます。しかし、金沢大学へ現物資産を寄附した場合、一定の条件を満たすことによって、この所得税が非課税となる制度があります（租税特別措置法第40条。税務署でのお手続きが必要です）。この制度が適用されるには、寄附財産が公益目的事業に直接使用可能であることが必要となりますので、事前のご相談をお願いします。

いただいたご寄附に感謝を込めて

謝意のご紹介



金沢大学にご遺贈いただいた方には以下の謝意をご用意しております。

●感謝状の贈呈●

20万円以上ご寄附いただいた方には感謝状を贈呈させていただきます。

●芳名板への掲示●

ご寄附をいただいた皆様のご芳名を角間キャンパス内2か所の芳名板に刻み、末永く顕彰させていただきます。

※希望されない場合は掲示いたしません。



(金沢大学中央バス停近く)



(本部棟近く)

●特別芳名板への掲示●

金沢大学基金にご寄附いただきました皆様へ、より感謝の意を表するため、2025年より新たな特別芳名板を角間キャンパス本部棟1階に導入しました。ご芳名は「故人のお名前」や「ご遺族のお名前」、「故人とご遺族の連名」などご希望に応じて選べるほか、ご自身の自筆等でご芳名を記すこともできます。



(全体イメージ)



(ゴールドプレート)

	個人	法人
ブラックダイヤモンド	1億円以上	5億円以上
ゴールド	5000万円以上	1億円以上
シルバー	1000万円以上	5000万円以上
ブロンズ	500万円以上	1000万円以上

●感謝の会へのご招待●

一定金額以上のご寄附をお寄せいただいた皆様へ感謝の意を直接お伝えするため、2025年度より「感謝の会」を開始しました。本学教職員や学生が、教育・研究の現在と未来をご報告し、心よりの感謝を直接お伝えいたします。ご寄附がどのように学生や研究の力となっているのかを直接ご確認いただける機会です。



謝意表明は原則遺贈寄附完了後になります。ご了承ください。

●紺綬褒章の推薦●

※紺綬褒章の推薦に際しては、制度上他の謝意・特典をご提供できない場合があります。

金沢大学は、内閣府賞勲局より、公益のために私財を寄附された個人・団体に授与される「紺綬褒章」の公益団体の認定を受けています。金沢大学基金に500万円以上ご寄附いただき、「紺綬褒章」の推薦要件に合致している方（受章されるご意思をお持ちなど）について、本学から文部科学省に推薦させていただきます。

【生前のご寄附、ご遺族による相続財産からの寄附】

寄附額が500万円以上の場合は「褒状と紺綬褒章メダル」、1500万円以上の場合には「褒状と紺綬褒章メダル、木杯」が寄附者様に授与されます。

【遺贈（遺言による）寄附】

遺贈等、褒章条例により表彰されるべき方が亡くなられている場合は遺族追賞となり、相続人代表の方に対して、寄附額が500万円以上の場合は「褒状」、1500万円以上の場合には「褒状と木杯」が授与されます。※紺綬褒章メダルの授与はありません

なお、相続人代表者は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順位で選定されます。



（紺綬褒章）

画像出典：内閣府 | 褒章の種類及び授与対象



（木杯）

画像出典：内閣府 | 杯の種類及び授与対象

金沢大学への遺贈を

ご検討いただいている皆様へ



●法的に有効な遺言書をご準備ください●

代表的な遺言の方式には、公証役場で証人が立ち会って公証人に口述筆記させる「公正証書遺言」と、遺言者が全文を自筆で作成し署名押印する「自筆証書遺言」があり、それぞれメリットとデメリットがあります。金沢大学への遺贈をご検討されている方には、信頼性が高い「公正証書遺言」の作成をお勧めしています。

●遺言執行者をご指定ください●

遺言書に記載された内容を実現する「遺言執行者」をご指定いただき、遺言書にご記載ください。遺言執行者をご指定いただくことによって、遺贈のご意思を滞りなく実現することができます。なお、遺産の引渡しや登記などの手続きを行うときに、法律や財務、不動産登記などの知識が求められることがあるため、遺言執行者には弁護士、司法書士、行政書士、信託銀行などの専門家を指定する場合があります。

●遺贈先を「金沢大学」とご指定ください●

遺贈による金沢大学へのご寄附をお決めいただいた場合は、受遺者として金沢大学を遺言書の中にご記載ください。ご遺贈の手続きに関しては金沢大学基金・学友支援室が窓口となります。金沢大学基金・学友支援室は、金沢大学において個人や法人・団体の皆様から寄せられるご寄附の受付窓口として活動している学内組織であり、ご寄附を本学のさまざまな事業に活用させていただいております。また、ご寄附の用途を特定の学部・事業等にご指定いただくことも可能です。詳しくは当室までお気軽にお問い合わせください。

●金額によらずご寄附をお受けしております●

「遺贈」というと大きな額を想像される方が多くいらっしゃいますが、金沢大学では通常のご寄附と同様に1円から受け付けています。

●不動産などの遺贈は事前にお問合せください●

金沢大学では現金以外にも、「株式等の有価証券」、「土地、建物等の不動産」など現物資産によるご寄附もお受けしております。しかし、寄附物件によっては大学としてお受けできない場合も考えられますので、事前にお問い合わせください。

●包括遺贈はお受けできません●

債務を含む財産の「すべて」または「〇割か」を遺贈することを「包括遺贈」と呼びますが、金沢大学では包括遺贈をお受けすることができません。そのため、遺言書には遺贈する財産を特定してご記載ください。

●遺留分にご注意ください●

遺言書の内容に関わらず、兄弟姉妹以外の法定相続人には財産の一定割合を受け取る権利が法律によって保障されています。これを「遺留分」と呼びます。将来、円滑に本学への事業等へ活用させていただくため、遺贈をお考えの際には相続人の遺留分にご配慮いただき、慎重にご検討ください。

●提携する銀行・信託銀行等●

現在、以下の銀行・信託銀行等と提携しております。ご紹介のご希望やご質問につきましては、基金・学友支援室までお問合せください。

- 北陸銀行 ○北國銀行 ○みずほ信託銀行 ○三井住友信託銀行
- レディーフォー遺贈寄付サポート窓口

●遺贈のご意思を基金・学友支援室までお知らせください●

金沢大学への遺贈をご検討いただいている、または遺贈のご意思を遺言書にご記入いただきましたら、お手数ですが基金・学友支援室までお知らせください。みなさまからのあたたかいお気持ちをお待ちしております。（必ずご連絡が必要ということではありません）

金沢大学基金・学友支援室

〒920-1192 石川県金沢市角間町 本部棟 5階

TEL：076-264-5075 FAX：076-234-4010

E-mail：kikin@adm.kanazawa-u.ac.jp

遺言書の種類

遺言には、民法で定められた代表的な方式として

「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類があります。

ここでは「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の違いを一覧にしました。

(なお、相続時のトラブルを防止し、遺言の内容をより確実に実現するためには、「公正証書遺言」の作成をお勧めします。)



	公正証書遺言	自筆証書遺言	
		保管制度利用あり	保管制度利用なし
作成時	遺言者が公証役場に出向く (公証人の出張制度あり)	作成後、遺言者が法務局に持参 (形式等を確認)	どこにも出向く必要なし
作成方法	公証役場で遺言内容を口授、 公証人が作成 (署名・捺印が必要)	全文を自書 (署名・捺印が必要) 財産目録を添付可能	全文を自書 (署名・捺印が必要) 財産目録を添付可能
保管場所	公証役場(原本) 遺言者等(正本・謄本)	法務局	自宅等 (特に決まりなし)
証人	2名以上必要	不要	不要
手数料	必要	必要	不要
検認 ※①	不要	不要	必要
長所	<ul style="list-style-type: none"> 公証人が作成するので手続き上無効になるおそれがない 偽造、変造、紛失、隠匿の危険性がない 家庭裁判所の検認が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 自分一人で作成できるので費用と手間がおさえられる 書き換えが容易 証人が不要 	
短所	<ul style="list-style-type: none"> 立会い承認が2名以上必要 公正証書作成費用がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> 内容が不明確になりがちで、後日トラブルが起こるおそれがある 遺言が無効になるおそれがある 偽造、変造、紛失、隠匿のおそれがある(保管制度を利用しない場合) 家庭裁判所の検認に費用と時間がかかる(保管制度を利用しない場合) 	

※① 遺言書の検認：遺言書の偽造・変造を防止するため、家庭裁判所が遺言書の状態などを確認する手続きのこと。

公正証書遺言の記載例

※実際の公正証書遺言の作成にあたっては、公証役場でご相談ください

令和〇〇年第〇〇号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、後記証人2名の立会いの下に、遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。

本旨

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第一条 遺言者は、その有する下記の財産につき、遺言執行者において全てを換価し、換価金の中から諸経費、相続債務を支払い、遺言執行の費用及び報酬を控除した残金の中から下記受遺者国立大学法人金沢大学に遺贈する。

記

〇〇〇〇〇〇〇〇(遺贈する財産の表示)

以上

[受遺者]

所在地 石川県金沢市角間町
名称 国立大学法人金沢大学
学長 和田 隆志

学長名は2026年の情報です

(遺言執行者)

第二条 遺言者は、この遺言の執行者として、次の者を指定する。

〇〇〇〇(弁護士)

昭和〇年〇月〇日生

(住所)石川県金沢市〇〇町〇〇丁目〇番

(事務所)石川県金沢市〇〇町〇〇丁目〇番

本旨外要件

住所 石川県金沢市〇〇町〇〇丁目〇番

職業 無職

遺言者 〇〇〇〇

昭和〇年〇月〇日生

上記は印鑑登録証明書の提出により人違いでないことを証明させた。

住所 石川県金沢市〇〇町〇〇丁目〇番

職業 弁護士

証人 〇〇〇〇

昭和〇年〇月〇日生

住所 石川県金沢市〇〇町〇〇丁目〇番

職業 事務員

証人 〇〇〇〇

昭和〇年〇月〇日生

上記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し、次に署名捺印する

遺言者 〇〇〇〇 印

証人 〇〇〇〇 印

証人 〇〇〇〇 印

この証書は民法第969条第1号ないし第4号の方式にしたがい作成し、同条第5号に基づき下記に署名押印するものである。

令和〇〇年〇月〇日

石川県金沢市〇〇町〇〇丁目〇番において

〇〇法務局所属

公証人 〇〇〇〇 印

寄附メニューのご紹介



金沢大学基金では複数の寄附メニューをご用意しております。
ここでは大学全体を支援するものをご紹介します。

●大学基金●

学生修学支援、教育・研究環境の向上、国際交流活動、地域・社会貢献活動など、幅広く大学全般への支援に活用させていただきます。

●能登復興未来創造基金●

令和6年能登半島地震等による被災した地域の復旧・復興と再建、継続的発展に係るプロジェクト、及び被災した学生に対する支援に活用させていただきます。

●修学支援基金●

経済的な理由により修学が困難な学生の学ぶ意欲に対する応援として活用させていただきます。

●研究等支援基金●

博士号を取得しながらも、安定的に従事する職が得られていない若手研究者及び学生（大学院生・学域生）の能力向上などに対する支援に活用させていただきます。

●課外活動振興基金●

本学が公認する全学公認課外活動団体の活動環境の改善及び活動支援に活用させていただきます。

●未来“響創”基金●

未来知により、新しい価値を生み出す“真の国際人”を育成するために、学生等に対する豊かな国際経験の提供と、キャンパスにおける真のグローバル環境の実現に活用させていただきます。

故人の想いを実現する

活用事例のご紹介

通常の寄附メニューの他にオリジナルの寄附プランを作成することも可能です。生前にご自身またはご家族からご意思をお伺いして、どのようにご寄附を活用するかを担当者が一緒に検討させていただきます。また、お名前を冠した基金の設立も可能です。詳細につきましてはお問い合わせください。



1. 奨学金の支給

経済的な理由で修学が困難な学生がいます。ご自身も学生時代に学費を支援してもらったという寄附者さまは「次は自分が支援する番だ」とおっしゃっていました。その想いは奨学金というかたちになり、多くの学生を支えています。

2. 留学プログラムの支援

学生時代の国際経験は生涯の宝物です。
「多くの金大生に充実した留学経験を積んでほしい」。
そんな寄附者さまの想いに応えるべく、ご遺贈を留学プログラムの充実のために活用させていただいております。



3. 教育・研究環境の整備

「自分が学生時代に取り組んだ研究分野を志す学生にはより良い環境で研究に打ち込んでほしい」。そう願われる寄附者様は多くいらっしゃいます。より良い教育・研究環境を提供できるよう、いただいたご遺贈をもとに大学内の環境整備に取り組んでいます。





お問い合わせ先

金沢大学基金・学友支援室

〒920-1192

石川県金沢市角間町 本部棟5階

TEL：076-264-5075 FAX：076-234-4010

E-mail：kikin@adm.kanazawa-u.ac.jp